

新事業

推奨品認定制度 発足！

会員の取り扱う資材を厳正に審査し、推奨品と認定し、推奨品認定マークを発行します。

推奨品認定の手順

- ①推奨品審査申請・・・ 所定の様式で申請、審査に必要なデータ・資料添付
- ②審査の可否の決定・通知
- ③審査・・・ 推奨品認定審査委員会(3回/年予定)で厳正に審査
- ④推奨品認定マークの送付・・・ **JGHA推奨品**

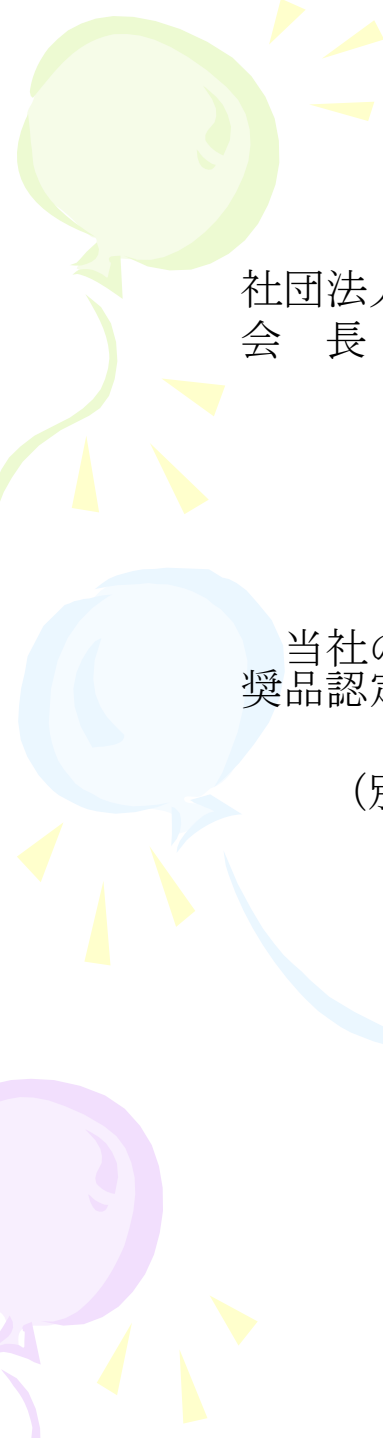
随時受け付け・・・ 所定の申請書でお申し込み下さい

認定審査料・・・ 1資材150千円が基準ですが、資材により協議決定

マーク使用料と有効期間・・・ 1資材100千円、5年間有効

苦情・クレームの取り扱いについて覚え書きを締結させていただきます

お問い合わせは・・・ 協会平島まで Tel 03-3667-1631



施設園芸資材推奨品認定申請書

年 月 日

社団法人日本施設園芸協会
会 長 殿

所在地
会社名（団体名）
代表者名

当社の製品 について、別添の要件明細書に基づき、施設園芸資材推奨品認定を実施していただきたいので申請します。

（別添）

審査要件明細書
申請する資材の名称（商品名）
資材の分野（ハウス・被覆材・加温機等）
申請者担当者の部署・役職・氏名
審査に必要な伴うデータ等
推奨品マークの使用目的と使用場面
その他参考資料